

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 朝霞市コミュニティセンター運営審議会	
開 催 日 時	令和5年7月14日(金) 午後2時00分から 午後2時55分まで	
開 催 場 所	コミュニティセンター 第2集会室	
出 席 者	委 員：田辺委員、三浦委員、藤田委員、陶山委員 岩崎委員、伊藤委員（名簿順） 欠席委員：渡辺委員、内田委員、山崎委員 事 務 局：又賀所長、松本所次長 荒谷係長、油井係長	
会 議 内 容	(1) 利用状況等について (2) その他	
会 議 資 料	別添資料のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後1か月
	会議録の確認方法 議長及びコミュニティセンター所長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会 （司会：松本所次長）

2 自己紹介

各委員・事務局職員自己紹介

3 議 事

松本所次長：

会議前に、本日の会議資料の確認をさせていただく。配布資料は、事前に郵送で送付させていただいた

- ・「会議次第」、
- ・資料1「コミュニティセンター運営審議会委員名簿」
- ・資料2-1「コミュニティセンター利用状況」
(令和2年度～令和4年度)
- ・資料2-2「令和4年度コミュニティセンター使用料免除回数等の調書」
- ・本日机上配布した「あさかの公民館」、「あさか公民館ガイド」「令和5年度生涯学習ガイドブック・コンパス2023」の以上7点。

最初にコミュニティセンターのご説明を簡単に説明させていただく。

「あさか公民館ガイド」の3ページ、4ページをご覧ください。

この施設は、中央公民館とコミュニティセンターの複合施設となっており、中央公民館は法律で定められた社会教育施設であるが、コミュニティセンターは、社会教育の目的よりも範囲が広く、市民の相互交流、文化の向上等を目的にした施設となっている。3ページ、4ページ、オレンジ部分の集会室、展示ギャラリー、ボランティアビューロー、3階ホールなどがコミセン部分となり、緑の部分が中央公民館で、ドアの色で区別されている。以上がコミュニティセンターの説明となる。

次に、会議録を作成する都合上、発言されるときは、まず挙手をしていただき、議長が指名してから発言をお願いしたい。

それでは、議事に入る。

まず、朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則第21条第1項に「審議会は、委員長が招集し、その議長となる。」とあるので、委員長に議長をお願いするところではあるが、本日、委員長が欠席となったため、副委員長に議長をお願いする。

(2) 利用状況等について

藤田議長：

それでは（１）利用状況等について、事務局より説明をお願いします。

油井係長：

それでは、コミュニティセンターの利用状況について、説明させていただきます。

お手元の「資料２－１」をご覧ください。

年度ごとの比較ができるよう、令和２年度・３年度・４年度の３年分を掲載した。令和２年度は新型コロナの緊急事態宣言などで５２日間臨時休館があったため、開館日数は２５５日間となっている。

部屋ごとに順に説明させていただくが、まず、集会室。用途としては、各種団体の会議や講座の開催、また、公民館サークル等が公民館部分の部屋の確保ができなかった際に代替的に使用する場合などが主なものである。

令和４年度の利用状況ですが、第１集会室（５１．８０㎡）が利用者数１１，２０９人用で、前年度より３，７８０人の増、利用率は５０．３％、第２集会室（５０．２０㎡）が利用者数９，７８６人で、前年度より２，６４７人の増、利用率は４９．５％であった。

次に展示ギャラリー（１５６．０３㎡）は、作品展示会の開催を主な用途としているスペースであるが、企業等の健康診断、親子のレクリエーションなど幅広くご利用いただいている状況である。昨年度は、利用者数５３，７７６人で前年度より３７，１８８人増、利用率は６３．１％であった。

最後にホール（５５０．１㎡）は、市が主催する講演会をはじめ、ピアノやカラオケ、詩吟など様々な発表会などに利用いただいております、利用者数は２２，９１５人で前年度より１２，８９０人増、利用率は３０．７％であった。

以上コミュニティセンター全体では、９７，６８６人の方に利用していただき、利用率は４８．８％であった。なお、コロナ禍前の令和元年度の利用者数１０１，１３７人に迫ってきている。

続いて、「資料２－２」をご覧ください。（使用料免除回数等の説明）

これは令和４年度のコミュニティセンター使用に係る使用料免除回数等の調書で、先ほどの利用状況を、有料による利用と免除による利用とに分けたものである。

使用料が免除される要件としては、市の主催事業や市以外の官公署が市民の福祉の向上のために使用する場となっている。

表の一番下の合計の欄をご覧ください。令和４年度は全体の利用可能回数が３，３６４回、利用回数は１，６４３回、利用率が４８．８％であった。うち、有料での利用回数が８９２回、有料の比率で５４．３％、利用率では２６．５％、免除での利用回数が７５１回、免除の比率で４５．７％、利用率では２２．３％という状況であった。

なお、前年度と比較しますと利用回数は２５４回の増加となった。

新型コロナウイルスの収束に伴い、利用者数が回復、増加してきているものと思われる。

説明は以上である。

藤田議長：

事務局の説明が終わり、何か御質問等があるか。

三浦委員：

資料 2-2 の中に免除回数等とあるが利用者は主に市内団体か、市外団体の利用もあるのか。

松本所次長：

主に市内団体だが、市外団体の利用もあり、市外の場合は市外料金を徴収している。

三浦委員：

代表者が市内で、それ以外が市外という場合をチェックしているのか。

松本所次長：

代表者が市内の方でも利用者が市外の方が多い場合は、市外料金を徴収している。

田辺委員：

市内と市外と料金が違うといたがいくらなのか。

松本所次長：

市外料金は市内料金に 50% 上乗せしている。

田辺委員：

設管条例の表には市内、市外と書いていないが、どういうことか。

松本所次長：

表には市内、市外と書いていないが、下の備考欄第 3 項に「市内以外の使用料の額は、100 分の 50 を乗じた額を加算」とある。

田辺委員：

コミセン部分の中の無料スペース使い方はどのようにしているのか。

松本所次長：

まず談話室は厨房室を使用している C a f e こりすの食事の場としている。ボランティアビューロは、各団体の方が無料で予約なしで使用できる部屋として開放している。

又賀所長：

そのほかに、公民館との共用部分だが、1 階と 2 階のロビーに机とイスを設置してあり、トイレも含めてどなたが利用してもよい。また、事務室の隣は公民館の図書室として開放している。

藤田議長：

現在、ボランティアビューロは自由に使用できると思うが、彩夏祭開催時

にも利用できるのか。

又賀所長：

市民まつり実行委員会が部屋の割り振りをしているので、その部屋は自由に使用できないが、それ以外のトイレなどに使用は差し支えない。

三浦委員：

コロナの関係で1、2階のロビーのいすと机が少ないと思うが元に戻し予定はあるのか。

又賀所長：

原則元に戻すこととする。

三浦委員：

長寿命化改修工事に当たり、部屋の使用制限はあるのか。

又賀所長：

中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事については現在関係部署と設計内容について検討中である。予算的には令和5年度から6年度の2か年の継続費で設計する予定である。なるべく利用者に影響のないようにとは考えているが、改修内容や工期が現段階では未定である。

田辺委員：

老朽化ではっきりと故障している点があればあげていただきたい。

松本所次長：

現段階で管理者として設計部所に要望している主なものは、屋上防水、外壁改修、給排水管設備、電気・防火設備、受水槽・キュービクル、外構、駐輪場、街灯、プラネタリウム設備などである。

陶山委員：

1年間休館とすることは高齢者にとっては非常に厳しい。休館時に体育館を使用すると、1日当たり最低4,000円かかるので、休館とするのであれば体育館等の利用料を公民館並みとしてほしい。

又賀所長：

現段階でどうするとは言えないが、貴重な意見として伺っておく。

また、今後審議会委員をはじめ利用者の方からも長寿命化について意見を伺う予定である。

藤田議長：

4文連としてもイベントがあるので、計画が決まったら早めにお知らせをお願いしたい。

又賀所長：

承知した。

また、「利用状況等について」という議題なので、私からコロナ前（平成30年度）と令和4年度とを比較してどの程度戻ったのかを伝えます。利用

人数は75.7%まで回復している。内訳は第1集会室：65.7%、第2集会室：61.7%、展示ギャラリー：86.4%、ホール：67.5%、公民館では全体で88.1%でありまだ完全には戻っていない状況である。

松本所次長：

中央公民館エレベーター改修工事について、11月1日から12月15日までエレベーターが使用できなくなる。

田辺委員：

ホールの改修予定はあるのか。

松本所次長：

座席、音響設備、舞台装置等原則全ての設備の更新を要望している。

又賀所長：

館としては、原則全ての設備の更新を要望していくが、予算や工期の関係もあるので、利用者の意見を聞きながら関係部署と調整する。

藤田議長：

色々と検討して、利用者に対して優しい方法でお願いしたい。

議題が前後したが、その他なにかあるか。

田辺委員：

今回の議論は、地域づくり支援課で持っている市民センターや市民会館、斎場も含めて本来行うべきではないかと考えるがどうか。

又賀所長：

市民環境部が所管となるので、市民環境部長に伝える。

三浦委員：

コミュニケーションボード(施設利用予定表)をデジタル化してはどうか。

又賀所長：

要望の一つとして関係部署と協議する。

陶山委員：

高齢者はボケないことが大事で、そのためには、体を動かすことやおしゃべり(情報交換)が重要であり、それを行っている団体のことを念頭に計画を進めていただきたい。

又賀所長：

承知した。

田辺委員：

使用料の減免について、設置及び管理条例第10条第3号の「市長が特に必要があるとみとめるとき。」の実績及び改修工事の完成後に減免規定の拡充を検討していただけないか。

又賀所長：

公民館については、社会教育団体は原則使用料免除としている。コミセン

部分は朝霞市コミュニティ協議会加盟団体（30団体）については50%減額としている。

藤田議長：

他にないようでしたら、これで議事を終了する。あとは事務局の方へお返しする。

松本所次長：

本日頂戴したご意見等については、今後のセンターの運営に反映させていきたいと考えている。以上で、令和5年度コミュニティセンター運営審議会を閉会する。